

訪問介護の基本報酬引き下げの早急な見直し等を求める意見書

介護報酬の改定に当たっては、介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の生活が安定し、離職が防止されるよう配慮されなければならない。

しかし、令和6年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬が引き下げられたことにより、小規模な訪問介護事業者の倒産が増えたことに加え、人手不足にも拍車がかかっており、訪問介護サービスを受けられなくなる要介護者や介護離職者が増加することが懸念される。

株式会社東京商工リサーチの調査では、令和6年の訪問介護事業者の倒産は81件と昨年の67件を上回って過去最多となり、特に小規模事業者の倒産が相次いでいる。また、厚生労働省の調査では、令和4年度において訪問介護事業者の36.7%が赤字経営であるとされている。そもそも介護事業者は、人手不足と物価高騰等により厳しい経営が続いており、特に、中山間地域においては、訪問介護に多くの移動時間を要するところ、この移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とならず、また、ガソリン価格高騰等による影響が大きいといった事情があり、より厳しい経営を強いられている。

今回の介護報酬改定により、訪問介護の処遇改善加算に高い加算率の設定がなされたとはいえ、運営資金につながる基本報酬を下げることは、小規模事業者の経営の厳しさに拍車をかけることになりかねない。また、国は、処遇改善加算を取りやすくしたとしているが、上位の加算の要件は厳しいため、実際に小規模事業者が加算を得ることは難しい。

これらのことから、訪問介護の基本報酬の引き下げが、将来的に地域包括ケアシステムの維持を困難にし、介護保険制度による「介護の社会化」が停滞する事態を招くことが危惧される。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 訪問介護の基本報酬引き下げによる影響について調査を実施して早急に訪問介護の基本報酬引き下げの見直しを行い、地域の実態に見合った基本報酬とすること。
- 2 処遇改善加算が取得できない事業者に対する加算基準を緩和すること。
- 3 介護報酬改定に当たっては、介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率のみで判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を考慮して判断すること。
- 4 訪問介護事業者の経営難の原因の1つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
財務大臣
厚生労働大臣

福島県議会議員 西山尚利